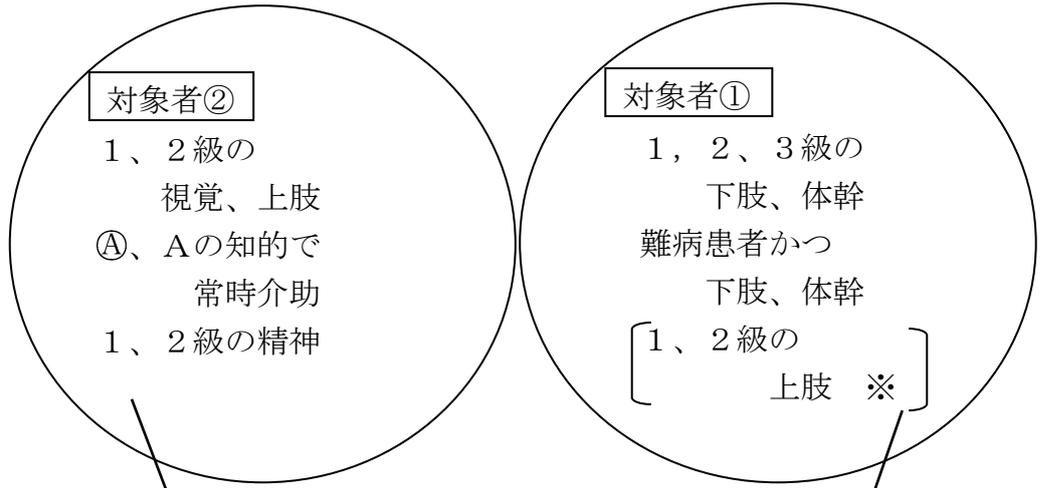


住宅改修費給付事業 対象者比較表

【対象範囲】



【対象者比較表】

	対象者② (追加対象者)	対象者① (既存対象者)
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定対象者は介護保険制度優先 ・身障1、2級の視覚障害者、上肢障害者（<u>肢体不自由の総合2級以上も対象</u>） ・㉠、Aで常時介助 ・精神1、2級 ・<u>生活保護又は、市民税非課税世帯のみ</u> ・過去に住宅改造助成を受けていない方 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定対象者は介護保険制度優先 ・下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）で3級以上 ・<u>特殊便器への取替えは下肢3級以上かつ上肢2級以上（※）</u> ・難病患者かつ下肢又は体幹機能障害の方
対 象 年 齢	年齢制限なし	学齡児（6歳）以上
補 助 金 額	20万円以内	
補 助 率	生活保護/住民税非課税 10割	生活保護/住民税非課税 10割 住民税課税 9割
対 象 工 事	購入費及び改修費 ・手すりの取付 ・段差の解消 ・床、通路材料の変更、滑り止め ・扉(引戸)への取替え ・洋式便器等への取替え（和式から洋式便器への取替えなど） ※洋式便器から特殊便器への取替えは <u>下肢3級以上かつ上肢2級以上の方のみ（難病患者については、同程度の障がいがある方）</u>	
適 用 制 限	1回限り	
財 源	地域生活支援事業補助金	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入所、入院中の者でも退所等の見込みがたっていれば申請可能 ・介護保険の住宅改修と併用不可 	